

第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会協賛要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会（以下「全共九沖大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体及び個人（以下、これらを総称して「法人等」という。）が全共九沖大会行事に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第 2 条 この要領において協賛とは、法人等が第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会 実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 全共九沖大会の実施に要する資金の提供
- (2) 全共九沖大会の実施に要する物品等の提供
- (3) 全共九沖大会の広報又は PR の提供（法人等が保有する各種メディア等の媒体を活用して行うものに限る）

2 前項第 1 号に規定する資金の提供については、一口 5 万円とする。

(協賛の募集期間)

第 3 条 協賛の募集期間は、平成 30 年 11 月 1 日から 2020（平成 32）年 5 月末日までとする。

(協賛の申込等)

第 4 条 協賛を行おうとする者は、あらかじめ第 15 回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会協賛申込書（様式第 1 号、以下「申込書」という。）を実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、申込書の提出があり、かつ、第 10 条のいずれにも該当しないと認められるときは、申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、速やかに、受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納付等)

第 5 条 申込者のうち第 2 条第 1 項第 1 号に規定する協賛を行おうとする者が前条第 2 項の規定により受理の通知を受けた場合は、実行委員会が指定する口座に、協賛しようとする資金を期限内に納付するものとする。なお、納付にかかる振込み手数料は申込者の負担とする。

2 前項により納付された資金（以下「納付協賛金」という。）の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金額受取書で代えるものとする。

(物品等の受納等)

第 6 条 申込者のうち第 2 条第 1 項第 2 号に規定する協賛を行おうとする者が第 4 条第 2 項の規定により受理の通知を受けた場合は、実行委員会が指定する方法により物品等を納入するものとする。

(広報等協賛の方法)

第 7 条 申込者のうち第 2 条第 1 項第 3 号に規定する協賛を行おうとする者が第 4 条第 2 項の規定により受理の通知を受けた場合は、内容の詳細について事前に実行委員会と協議の上、広報又は PR（以下「広報等協賛」という。）を実施するものとする。

2 前項により実施した広報等協賛が完了した場合、申込者は、実行委員会にその内容を任意の様式で報告するものとする。

(協賛特典)

第8条 第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定による協賛を行った者（以下「協賛者」という。）への特典（以下「協賛特典」という。）は、別表のとおりとする。ただし、第6条第1項又は第7条第1項の規定に係る協賛特典については、協賛内容から換算した金額を別表に照らし、適宜定めるものとする。

2 実行委員会は、前項に規定する協賛特典以外に、必要に応じ特典を追加することができるものとする。

(協賛金の受入れ及び使途)

第9条 協賛金の収入は、一般経理と区分した経理処理とし、その使途は、協賛者の広告を掲載した大会広報活動や大会運営等の経費に充てるものとする。

(協賛申込書の不受理)

第10条 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対し結果通知書によりその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は全共九沖大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 全共九沖大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れがある者
- (4) その他実行委員会が不相当と判断する者

(協賛特典の取り消し)

第11条 会長は、協賛者が第4条第2項の規定により受理の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、協賛特典を取り消し、その旨を協賛者に通知するとともに、納付協賛金及び納入物品等については返戻し、広報等協賛で実施中のものについては中止させるものとする。ただし、納入物品等で使用済みのもの及び広報等協賛で実施済みのものについてはこの限りではない。

- (1) 全共九沖大会を、特定の政治、思想、宗教等の活動に利用した場合
- (2) 全共九沖大会において、法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 全共九沖大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げた場合
- (4) その他実行委員会が不相当と判断する場合

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

[別表]

協賛金額別協賛特典一覧表

(単位：1口5万円)

協 賛 特 典		協 賛 口 数						
		Sクラス	Aクラス	Bクラス	Cクラス	Dクラス	Eクラス	Fクラス
		100口以上	50口以上 100口未満	20口以上 50口未満	10口以上 20口未満	6口以上 10口未満	2口以上 6口未満	1口のみ
製 作 物	大会PR誌(大会パンフレット)への社名(ロゴ)掲載	特大	大	中	小	統一テキスト	-	-
	大会記録誌への社名(ロゴ)掲載	特大	大	中	小	統一テキスト	統一テキスト	統一テキスト
	大会記録誌の贈呈	希望数	10部	5部	3部	2部	1部	-
	出品名簿の提供	希望数	40部	30部	20部	10部	5部	5部
	出品者紙帽子への社名(ロゴ)等表示	○	-	-	-	-	-	-
会 場	会場入口への社名(ロゴ)等表示	○	-	-	-	-	-	-
	協賛者席(審査場内)の提供	5席	3席	2席	1席	-	-	-
	駐車場の提供 ※1	5台	4台	3台	2台	1台	-	-
	イベントステージへの社名(ロゴ)等表示	特大	大	中	小	-	-	-
	ショウルーム周辺への社名(ロゴ)等表示	特大	大	中	小	-	-	-
	審査場外ビジョンへのCM放映	○	○	○	-	-	-	-
	看板(協賛者一覧ボード等)への社名(ロゴ)等表示	特大	大	中	小	統一テキスト	-	-
	出展(店)ブースの提供 ※2	○	○	○	-	-	-	-
メ デ ィ ア	大会HPへの社名(ロゴ)等の掲載 ※3	大	大	小	-	-	-	-
	大会ポスター呼称権	○	○	○	○	-	-	-
	大会ポスター広告への社名アナウンス	○	-	-	-	-	-	-
他	イベントステージ出演・催事等の参加権	○	-	-	-	-	-	-
	出品目録への広告掲載 ※4	裏表紙 or 見開1頁	見開1頁 (カラー)	1頁 (カラー)	1頁 (白黒)	1/2頁 (白黒)	1/2頁 (白黒)	-

※1：提供した来賓用駐車場にはバス等の大型車両は駐車できないものとする。

※2：出展(店)要領等の確定後に本特典の数量・規格等を調整する。

※3：HP(ホームページ)への反映に時間を要する場合があります。

※4：本協賛特典以外に、別途広告等の定めによる掲載有り。裏表紙は1社限定。

※5：協賛口数が100口を超える場合は金額に応じ別途対応する。